

令和6年6月28日

令和6年
第3回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第2号

「国民（市民）主権」に基づく民主政治の根幹である公正な選挙を守るため厳正な対応を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和6年6月28日

提出者	野洲市議会議員	東郷 克己
賛成者	野洲市議会議員	村田 弘行
賛成者	野洲市議会議員	田中 陽介
賛成者	野洲市議会議員	木下 伸一
賛成者	野洲市議会議員	津村 俊二
賛成者	野洲市議会議員	岩井 智恵子

「国民（市民）主権」に基づく民主政治の根幹である
公正な選挙を守るため厳正な対応を求める意見書（案）

チャーチルの名言を引くまでもなく民主主義には様々な課題があるが、これに代わりうる政治形態は未だ現れておらず、我々は民主主義がより機能するようあらゆる角度から不断の努力をする必要がある。また選挙は、民主主義を土台とする政治体制の根幹を成す制度であり、民主主義国家において最も重要な制度である。これまで国、地方あらゆる選挙において、主義主張を異にする候補が主張を戦わせてきたが、対立する陣営がその「主張を訴える機会」は互いに尊重するなど、いわゆる紳士協定を守ってきた。これは訴える側の権利のみならず、主権者たる国民の「各候補者の主張を聞き、判断する」、さらに判断に基づき「一票を投じて主権者として意思表示する」という最も重大な国民の権利を尊重し、守るためである。

こうした中、先般執行された東京15区衆議院議員補欠選挙において、極めて憂慮すべき事態が起こった。既に逮捕、再逮捕されている「つばさの党」やその候補者による他陣営への卑劣な妨害活動である。その罪状については司法の場で裁かれるが、警察の警告を無視して繰返された暴走の影響は深刻である。何より当該選挙は執行、完了しており、候補者の意見主張を聞いて判断、投票するという、踏みにじられた国民の権利は回復されない。

今後も全国で各種の選挙が行われるが、その全てで公正で自由な選挙及び公序良俗が確保されねばならず、国や関係機関においてもその実現に向けて取り組むべきである。万が一、今後の選挙において今回のような公正な選挙を妨害する行為が行われた際には、厳正な対応でこれを排除し国民の最も重大な権利を保護し得るよう、必要な体制を整えることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

滋賀県野洲市議会議長 山本 剛

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国家公安委員長
警察庁長官
滋賀県知事
滋賀県公安委員長
滋賀県警察本部長

宛